

新潟県選挙管理委員会規程第6号

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年4月3日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章の表示に下線が引かれた章（以下「移動後章」という。）に対応する同表の改正前の欄中章の表示に下線が引かれた章（以下「移動章」という。）が存在する場合には当該移動章を当該移動後章とし、移動後章に対応する移動章が存在しない場合には当該移動後章（以下「追加章」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章の表示及び追加章を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第4章の2 共通投票所（第6条の3）</u></p> <p><u>第6条の3（共通投票所に関する事項）</u></p> <p><u>第4章の3 期日前投票（第6条の4）</u></p> <p><u>第6条の4（期日前投票に関する事項）</u></p> <p>第5章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（縦覧場所の告示）</p> <p>第5条 市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第89条第5項</u>の規定により、海区漁業調整委員会委員選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の縦覧場所を告示するときは、別記第1号様式に準じてしなければならない。</p> <p>（修正したときの通知及び告示）</p> <p>第5条の2 市町村委員会が法第94条において準用する<u>公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）</u>第24条第2項の規定により選挙人名簿に関する異議の申出について、その申出が正当であると決定して、通知するときは別記第2号様式に準じて、告示するときは別記第3号様式に準じて、その申出を正当でないと決定して、通知するときは別記第3号様式の2に準じてしなければならない。</p> <p>2 市町村委員会が法第89条第7項の規定によって確定判決により修正した旨を告示するときは、別記第4号様式に準じてしなければならない。</p> <p>第4章の2 共通投票所</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p><u>第4章の2 期日前投票（第6条の3）</u></p> <p><u>第6条の3（期日前投票に関する事項）</u></p> <p>第5章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（縦覧場所の告示）</p> <p>第5条 市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）が漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第94条</u>において準用する<u>公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）</u>第23条第2項の規定により、海区漁業調整委員会委員選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の縦覧場所を告示するときは、別記第1号様式に準じてなければならない。</p> <p>（修正したときの通知及び告示）</p> <p>第5条の2 市町村委員会が法第94条において準用する<u>公選法第24条第2項</u>の規定により選挙人名簿に関する異議の申出について、その申出が正当であると決定して、通知するときは別記第2号様式に準じて、告示するときは別記第3号様式に準じて、その申出を正当でないと決定して、通知するときは別記第3号様式の2に準じてしなければならない。</p> <p>2 市町村委員会が法第89条第6項の規定によって確定判決により修正した旨を告示するときは、別記第4号様式に準じてなければならない。</p>

(共通投票所に関する事項)

第6条の3 共通投票所については、事務取扱規程第4章の2の規定を準用する。

第4章の3 期日前投票

(期日前投票に関する事項)

第6条の4 期日前投票については、事務取扱規程第4章の3の規定を準用する。

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)

第12条 市町村委員会が令第9条において準用する公選令第142条の3の規定により午前6時30分から午前8時30分までの間で午前8時30分と異なる時刻を定めた場合又は午後5時から午後10時までの間で午後8時と異なる時刻を定めた旨を告示するときは、事務取扱規程別記第63号様式に準じてしなければならない。

別記第1号様式

(選挙人名簿縦覧場所の告示様式)

(略)

何年何月何日現在をもって調製した海区漁業調製委員会委員選挙名簿は、漁業法第89条第5項の規定により何所において縦覧に供する。

(略)

第4号様式

(確定判決により名簿を修正した場合の告示様式)

(略)

何年何月何日現在をもって調製の海区漁業調製委員会委員選挙人名簿の異議の決定に対する不服の訴えに対し、何年何月何年何裁判所の判決が確定したことにより、漁業法第89条第7項の規定により次の者を同選挙人名簿に登録(又は同選挙人名簿から抹消)した。

(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第4章の2 期日前投票

(期日前投票に関する事項)

第6条の3 期日前投票については、事務取扱規程第4章の2の規定を準用する。

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)

第12条 市町村委員会が令第9条において準用する公選令第142条の3の規定により午後5時から午後8時までの間で午後8時と異なる時刻を定めた旨を告示するときは、事務取扱規程別記第63号様式に準じてしなければならない。

別記第1号様式

(選挙人名簿縦覧場所の告示様式)

(略)

何年何月何日現在をもって調製した海区漁業調製委員会委員選挙名簿は、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により何所において縦覧に供する。

(略)

第4号様式

(確定判決により名簿を修正した場合の告示様式)

(略)

何年何月何日現在をもって調製の海区漁業調製委員会委員選挙人名簿の異議の決定に対する不服の訴えに対し、何年何月何年何裁判所の判決が確定したことにより、漁業法第89条第6項の規定により次の者を同選挙人名簿に登録(又は同選挙人名簿から抹消)した。

(略)